

長野市公共下水道排水設備設置義務の免除に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定により、長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が排水設備の設置義務を免除すること（以下「免除」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免除の要件)

第2 免除の対象となる下水は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- ① 生活系排水以外の下水で、次のいずれかに該当すること。
 - ア プール排水（ろ過装置の逆洗水を除く。）
 - イ 間接冷却水
 - ウ その他管理者が特に必要と認める下水
- ② 水質は、法第8条の規定により当該処理区域の終末処理場からの放流水に適用される基準に適合し、かつ、その状態を将来にわたり確実に管理できるものと認められること。
- ③ 下水を直接放流しても支障がないと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）があること。
- ④ 公共用水域に放流するために必要な施設（以下「放流設備」という。）と排水設備が完全に分離した排水系統であり、かつ、その系統が容易に確認できること。
- ⑤ 免除を受けて公共用水域に放流しようとする下水の量が測定又は認定できること。

(免除の申請)

第3 免除を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

- ① 放流設備の所在する事業場の付近見取図
- ② 放流設備の所在する事業場の建物、設備等の配置図
- ③ 給排水系統図
- ④ 放流設備に係る図面
- ⑤ 水質試験成績書（申請の日の前1年以内に発行された計量証明書）

- ⑥ 放流設備の管理方法及び管理体制が記載された書類
- ⑦ 放流する下水が公共用水域の治水上又は利水上支障のないことを確認できる書類
- ⑧ 放流する下水の水量が測定できない場合は、算定することができる書類

2 前項第6号から8号までの書類は、第2第1号アの下水については、省略できるものとする。

(免除の決定)

第4 管理者は、第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除を決定したときは排水設備設置義務免除決定通知書(様式第2号)により、免除を不決定としたときは排水設備設置義務免除不決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 管理者は、免除を決定する場合において、当該決定に係る下水の管理及び水質維持のために必要な条件(以下「免除の条件」という。)を付けるものとする。

(免除の条件)

第5 第4第2項に規定する免除の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 下水道法、水質汚濁防止法その他の関係法令を遵守すること。
- ② 管理者が行う立入検査に協力すること。
- ③ 放流設備の維持管理、放流する下水の水質管理及び水質試験等について、管理者の指示に従うこと。
- ④ 関係法令の改正又はその他の理由により、免除の条件の変更又は免除の取り消しをする必要があると管理者が認めたときは、その指示に従うこと。

(免除の期間)

第6 免除の期間は、免除した日から起算して5年とする。

(免除の更新)

第7 免除を受けた者は、免除の期間を更新しようとするときは、免除の期間満了の日の30日前までに、排水設備設置義務免除申請書(様式第1号)に、第3第1項第5号に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 第4の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(免除に関する事項の変更)

第8 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに、排水設備設置義務免除事項変更申請書(様式第4号)に第3第1項各号に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- ① 放流する下水の種類
- ② 放流する下水の水量

- ㉓ 放流する下水の処理の方法
- ㉔ 放流する下水の排水系統及び箇所
- ㉕ 放流先の公共用水域

2 第4の規定は、前項の変更の申請について準用する。

(廃止)

第9 免除を受けた者は、放流設備の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内に放流設備使用廃止届出書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第10 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名等変更届出書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

- ㉖ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ㉗ 事業場の名称及び放流設備の所在地

(地位の承継)

第11 免除を受けた者から当該免除に係る事業場を譲り受け、又は借り受け、引き続き使用する者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた者について相続又は合併があったときは、その相続人又は当該合併により存続する法人若しくは設立された法人が当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に承継届出書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(水質試験の実施)

第12 免除を受けた者は、次の各号に定めるところにより、免除を受けて公共用水域へ放流する下水の水質試験を行い、その結果を5年間保存しなければならない。

- ㉘ 水質試験の方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)によるものとする。
- ㉙ 計量法(平成4年法律第51号)に基づく計量証明事業所により分析が行われたものであること。
- ㉚ 水質試験に供する試料の採取場所は、免除を受けて公共用水域に放流しようとする下水の排水口とする。
- ㉛ 水質試験の項目及び回数は次表に掲げるとおりとする。

(長野市公共下水道排水設備設置義務の免除に関する要綱)

下 水	項 目	回 数
要綱第2第1号アの下水	pH、SS、BOD、大腸菌群数	5年を超えない期間ごとに1回以上
要綱第2第1号イの下水	pH、SS、BOD、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数及び有害物質が混入するおそれのある場合はその項目	1年を超えない期間ごとに1回以上
要綱第2第1号ウの下水 で一日あたりの排水量が 50m ³ 未満の事業場		6箇月を超えない期間ごとに1回以上
要綱第2第1号ウの下水 で一日あたりの排水量が 50m ³ 以上の事業場		3箇月を超えない期間ごとに1回以上

2 前項第1号から第3号までの規定及び第4号に掲げる項目の規定は、第3第1項第5号に規定する水質試験成績書について準用する。

(報告及び立入検査)

第13 管理者は、放流設備及び公共用水域へ放流する下水の水質について、必要があると認めるときは、免除を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことがある。

(書類の提出)

第14 この要綱により管理者に提出する書類は、正本及びその写し一通とする。

(監督処分等)

第15 免除を受けた者が免除の条件に違反し、又は虚偽の報告をしたときは、免除を取り消し、又は必要な措置を命ずることがある。

(事務の所管)

第16 免除の申請、審査及び決定に関する事務は営業課が行い、免除を受けた者が公共用水域に放流する下水の監視及び指導は下水道施設課が行うものとする。

(関係機関との調整)

第17 事務の所管課は、この要綱の運用にあたって、関係機関及び関係部局と密接に連絡をとり、調整を図るものとする。

(補則)

第18 この要綱に定めるものの他必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第3、第7関係)

新 規	更 新
--------	--------

排水設備設置義務免除申請書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申出者 住所

氏名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下水道法第10条第1項ただし書の規定による排水設備の設置義務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

免除を受けようとする放流設備の所在する事業場の所在地及び名称	
業 種	
使 用 水 区 分	1. 水道水 2. 井戸水 3. その他 ()
放流する下水の種類	1. プール排水 2. 間接冷却水 3. その他 ()
放流する下水の水量	平均 m ³ /日 最大 m ³ /日
1 日 の 放 流 時 間	時から 時まで
1 箇 月 の 放 流 日 数	日
放流先の公共用水域	
放流設備管理責任者	所属氏名 連絡先
添付書類	1. 放流設備の所在する事業場の付近見取図 2. 放流設備の所在する事業場の建物、設備等の配置図 3. 給排水系統図 4. 放流設備に係る図面 5. 水質試験成績書 (計量証明書) 6. 放流設備の管理方法及び管理体制が記載された書類 7. 放流する下水が公共用水域の治水上又は利水上支障のないことを確認できる書類 8. 放流する下水の水量が測定できない場合は、算定することができる書類 ※更新のときは、5の水質試験成績書のみを添付
備 考	

注

新 規	更 新
--------	--------

 については、該当するものを○で囲むこと。

様式第 4 号 (第 8 関係)

排水設備設置義務免除事項変更申請書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申出者 住所

氏名 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

排水設備設置義務の免除に関する事項を下記のとおり変更したいので申請します。

事業場の名称	
放流設備の所在地	
変更の内容	
変更の理由	
変更予定年月日	年 月 日
添付書類	1. 放流設備の所在する事業場の付近見取図 2. 放流設備の所在する事業場の建物、設備等の配置図 3. 給排水系統図 4. 放流設備に係る図面 5. 水質試験成績書 (計量証明書) 6. 放流設備の管理方法及び管理体制が記載された書類 7. 放流する下水がその公共用水域の治水上又は利水上支障のないことを確認できる書類 8. 放流する下水の水量が測定できない場合は、算定することができる書類

様式第 5 号 (第 9 関係) 放流設備使用廃止届出書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申出者 住所

氏名 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

排水設備設置義務の免除に係る放流設備の使用を廃止したので次のとおり届け
出ます。

事業場の名称	
放流設備の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	
その他	

様式第 6 号 (第 10 関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申出者 住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

排水設備設置義務の免除に関する事項 (氏名、名称、住所、事業場名、所在地)
に変更があつたので、次のとおり届け出ます。

事業場の名称		
放流設備の所在地		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

様式第7号 (第 11 関係)

承継届出書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申出者 住所

氏名 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

排水設備設置義務の免除について、その地位を承継したので次のとおり届け出ます。

事業場の名称		
放流設備の所在地		
被承継者	氏名又は名称	
	住 所	
承継の年月日		年 月 日
承継の理由		